

橿原市第1期こども計画(案)
パブリックコメント及び子どもの意見聴取
実施結果と今後の対応

1. 趣旨

令和5年4月1日に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。その中で、後述の「こども大綱」等を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めることや、こども施策に対するこども等の意見の反映を実施が示されました。加えて、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が令和5年12月22日に閣議決定され、常に子どもや若者の視点に立ち、子どもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を目指して施策を進めていくことが示されました。

この流れを受け、現在、本市ではこども基本法に基づき、「こども計画」の策定を進めています。

こども基本法第3条において、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

また、第11条ではこども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けています。

これらの法律にのっとり、こども計画のパブリックコメントだけでなく、パブリックコメントに準じた方法でこどもの意見聴取も実施しました。

2. 概要

	パブリックコメント	子どもの意見聴取
意見募集期間	令和6年12月9日（月）から令和7年1月10日（金）まで	
意見募集対象者	・市内在住・在勤・在学の方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体	・市内在住・在勤・在学の方 ・小学生、中学生、高校相当年齢

	パブリックコメント	子どもの意見聴取
公開した資料	・計画書案 ・わかりやすい版 ・こども版	・こども版 ・わかりやすい版
設置場所	・ミグランス 1 階 ・万葉ホール1階出入口 ・保健センター北館 ・中央公民館 ・ナビプラザ ・子ども総合支援センター	・ミグランス 1 階 ・図書館 ・昆虫館
周知方法 (設置以外)	・市ホームページ掲載 ・市立小中学生保護者に対し、コドモンによる配信	・市ホームページ掲載 ・市立小中学生、市内所在高校に所属する学生には学校からのタブレットによる配信 ・市内所在大学・短大・専門学校に対しては、ポスター掲示・チラシ配布
意見提出方法	郵便、FAX、電子メール、回答フォーム、持参	

3. 結果

★具体的な内容と回答は別紙参照

●提出人数（実人数）

	実施内容	ロゴ フォーム	意見箱 （紙提出）	有効回答 人数	有効回答率 （％）
小学1～3年生	子どもの 意見聴取	7		5	71.4
小学4～6年生		9		8	88.9
中高校生相当 年齢		106		68	64.2
18歳以上	パブリック コメント	8	3	11	100.0
合計		130	3	92	69.2

※空白回答を除いた人数を「有効回答人数」にカウントしています。

●有効回答における提出意見等（延べ件数）

	ロゴフォーム		意見箱（紙提出）	
	ご意見	ご感想	ご意見	ご感想
小学1～3年生	8	3		
小学4～6年生	6	13		
中高校生相当 年齢	13	105		
18歳以上	11	4	7	1
小計	38	125	7	1
合計	163		8	

※本計画と関連のない意見：3件

※複数の冊子やページにまたがるご意見、ご感想はそれぞれカウントしています。

4. 結果のフィードバック案

- 市全体 ➡市ホームページ掲載
- 市立小中学生、市内所在高校に所属する学生
 ➡ 学校のタブレットによる配信
- 市立小中学生保護者 ➡ コドモンによる配信